

協議事項 1

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	高知県大川村

大川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大川村役場むらづくり推進課
所 在 地 高知県土佐郡大川村小松 27 番地 1
電 話 番 号 0887-84-2211
F A X 番 号 0887-84-2328
メールアドレス muradukuri@vill.okawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル・イノシシ・シカ・カワウ・アオサギ・ノウサギ・タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大川村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
サル	なし	金額：約0千円、面積：約0a
イノシシ	なし	金額：約0千円、面積：約0a
シカ	なし	金額：約0千円、面積：約0a
カワウ・アオサギ	なし	金額：約0千円、面積：約0a
ノウサギ	なし	金額：約0千円、面積：約0a
タヌキ	なし	金額：約0千円、面積：約0a

(2) 被害の傾向

本村は多くの農家が小規模であり、65歳以上の高齢者のみの世帯が多いため、個人での対応が困難なケースが多い。被害規模は、有害鳥獣駆除依頼書・各種補助金申請書類、その他農家からの聞き取り等において算出している。そのため、鳥獣の種類によって数値上は被害が生じていないものもあるが、実際の被害はこれを大きく上回るものと推測され、耕作意欲の減少など、精神的な被害も大きい。

◇サル

被害場所は村内全域に及んでおり、令和3年度の被害数値は最も大きい。人慣れも進んだ状況にあり、被害対策に多くの費用と労力を要することから被害対策が進まない場合が多い。

◇イノシシ

土を掘り起こすため、田畑だけでなく路側法面への被害も生じている。駆除頭数は増加傾向にあり、軒先や庭といった家屋に極めて近い箇所まで出没するようになっていることから、住民の不安感が募る要因となっている。

◇シカ

作物や苗木の食害が主な被害である。他の鳥獣よりも駆除頭数が非常に多く、また増加傾向にあることから、生息頭数の増加に駆除が追い付いていない状況があると考えられる。

◇カワウ・アオサギ

生息域が拡大傾向にあるようで、村内においても早明浦ダム湖面や本流各所において散見されている。放流をして生息数を増やそうとしているアユやアメゴといった川魚が食害に遭っている。

◇ノウサギ

近年被害が増加傾向にあり、特に苗木の食害等による林業への被害が大きい。

◇タヌキ

畜産施設への侵入が多く、鶏が襲われたり、家畜用の餌を食べられる等の被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a
イノシシ	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a
シカ	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a
カワウ・アオサギ	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a
ノウサギ	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a
タヌキ	金額：約〇千円、面積：約〇a	金額：約〇千円、面積：約〇a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・嶺北地区猟友会大川支部に捕獲と被害防止を委託（委託費年間 150,000 円） ・捕獲報奨金制度 サル：1 頭 16,000 円 シカ：1 頭 15,000 円 （猟期 8,000 円） イノシシ：1 頭 7,000 円 （猟期 0 円） ・狩猟免許取得経費への補助 ・捕獲檻やくくり罠、その他捕獲に資する機材貸し出し	
防護柵の設置等に関する取組	・農家の猿害等対策防護柵設置に対する補助金支援(関連資材費の 85/100 を補助)	・サルに有効な対策資材設置ノウハウの不足

(5) 今後の取組方針

村内で最も大きな被害を出しているサルを中心に防護柵の設置啓発を実施する。狩猟免許取得を推進し、従事者の確保に努める。近隣市町村（大豊町・本山町・土佐町）との連携によるシカ連携捕獲（毎年 10 月）を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣保護管理員・猟友会に対し、予察捕獲計画に基づき駆除を依頼。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	被害報告があった場合には、予察捕獲計画とは別に猟友会に駆除を依頼する。
R 9	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	被害報告があった場合には、予察捕獲計画とは別に猟友会に駆除を依頼する。
R10	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	被害報告があった場合には、予察捕獲計画とは別に猟友会に駆除を依頼する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
◇サル 1年を通して予察捕獲期間を設け、捕獲計画数は70頭に設定する。
◇イノシシ 予察捕獲期間を設け、捕獲計画数は予察期間30頭、猟期20頭に設定する。
◇シカ 予察捕獲期間を設け、捕獲計画数は予察期間160頭、猟期140頭に設定する。
◇カワウ・アオサギ 1年を通して予察捕獲期間を設け、捕獲計画数はカワウ50羽・アオサギ30羽に設定する。
◇ノウサギ 1年を通して予察捕獲期間を設け、捕獲計画数は50羽に設定する。
◇タヌキ 1年を通して予察捕獲期間を設け、捕獲計画数は50頭に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
サル	70(予察)	70(予察)	70(予察)
イノシシ	30(予察) 20(猟期)	30(予察) 20(猟期)	30(予察) 20(猟期)
シカ	160(予察) 140(猟期)	160(予察) 140(猟期)	160(予察) 140(猟期)
カワウ	50(予察)	50(予察)	50(予察)
アオサギ	30(予察)	30(予察)	30(予察)
ノウサギ	50(予察)	50(予察)	50(予察)
タヌキ	50(予察)	50(予察)	50(予察)

捕獲等の取組内容
わなについてはくくりわなによる捕獲を中心に行う。 予定時期は、イノシシ・シカについては４月１日～１０月３１日。 サル・カワウ・アオサギ・ノウサギ・タヌキについては４月１日～翌３月３１日。予定場所は国有林を除く村内全域。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

４．防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
サル、イノシシ、シカ	村内１集落 金網柵・複合柵等	村内１集落 金網柵・複合柵等	村内１集落 金網柵・複合柵等

(２) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
サル、イノシシ、シカ	適正な管理方法の周知と定期巡回	適正な管理方法の周知と定期巡回	適正な管理方法の周知と定期巡回

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

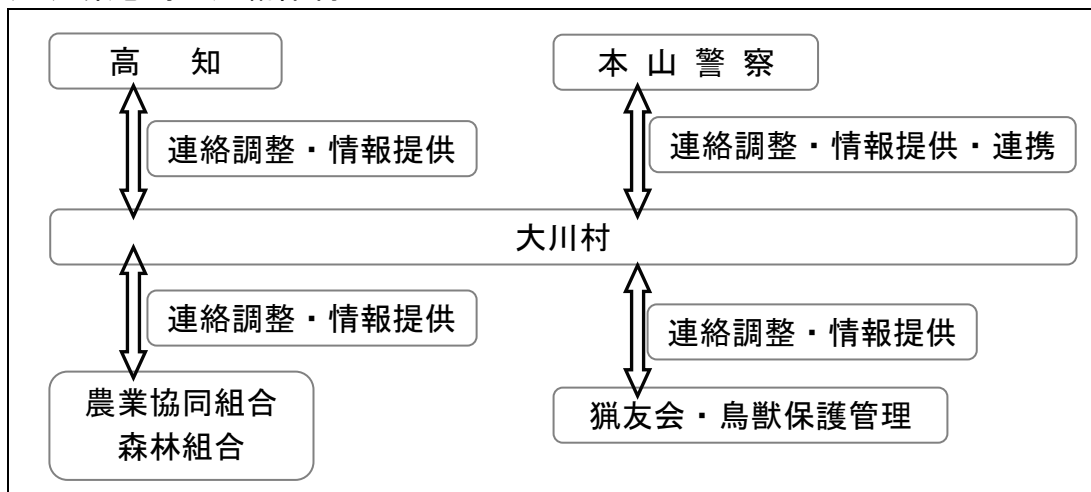
年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	補助制度の周知と被害状況調査
R 9	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	補助制度の周知と被害状況調査
R10	サル、イノシシ、シカ、カワウ・アオサギ、ノウサギ、タヌキ	補助制度の周知と被害状況調査

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
嶺北地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出勤
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
大川村	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
本山警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大川村役場	協議会事務局
嶺北地区猟友会大川支部	協議会構成団体・駆除と捕獲
鳥獣保護管理員	協議会構成員・駆除と捕獲
高知県農協大川支所	協議会構成団体・情報提供等
村内農業者代表（農業）	協議会構成員・情報提供等
村内農業者代表（畜産）	協議会構成員・情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特になし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設 置 日：令和6年8月1日
構 成：村職員
規 模：村職員4名（大川村むらづくり推進課職員4名）
主な活動：防護柵の設置等
事 務 局：大川村むらづくり推進課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

電気柵については不適切な設置が行われていないか。また、注意喚起の表示がなされているか等の確認を行う。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。